

—これからの医業経営の在り方に関する検討会—

**医療法人、医療機関運営の弾力性・効率性を
高めるための方策に対する意見**

平成14年11月19日

全日本病院協会 副会長
西澤 寛俊

本日の検討項目

- ・附帯業務など医療法人の業務範囲
- ・共同化、外部委託の活用、促進

医療法人の業務範囲

- ・本来業務
- ・付隨的業務
- ・附帯業務…本日のテーマ
- ・収益業務

本来業務

**病院、医師又は歯科医師が常時勤務
する診療所又は老人保健施設の開設**

付隨的業務

- 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるもの
- 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるもの

平成10年7月6日付厚生省健康政策局長通知

附帯業務

医療法人は、本来業務に支障のない限り定款又は寄付行為の定めるところにより附帯業務として、次の業務を行うことができる（医療法第42条第1項）。

- 1 医療関係者の養成又は再教育
- 2 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 3 医療法第39条1項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 4 精神障害者社会復帰施設の設置、精神障害者地域生活援助事業の実施

- 5 疾病予防運動施設
- 6 疾病予防温泉利用施設
- 7 保健衛生に関する業務
 - ①薬局、②施術所、③衛生検査所
 - ④訪問看護事業(訪問看護ステーション)
 - ⑤介護福祉士養成施設、⑥ケアハウス
 - ⑦ホームヘルパー養成研修事業
 - ⑧難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプ、短期入所事業)等
- 8 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業のうち厚生大臣が定めるものの実施(平10.2厚生省告示第15号)

収益業務

特別医療法人は、その開設する病院等の業務に支障のない限り、定款等の定めるところにより、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができる(医療法第42条第2項)。

特別医療法人が行える収益業務の範囲

	種類	具体的業務
第1号関係	物品販売業	薬事法第24条の規定による認可を受けて行う医薬品の販売、同法第9条の規定による認可を受けて行う 医療用具の販売、医薬部外品の販売、介護機器の販売、保健医療福祉に関する書籍の販売
第2号関係	部品貸付業	寝具貸付、おむつ貸付、ベッド貸付、介護用品貸付、介護機器貸付、医療用具貸付
第3号関係	飲食店業	一般飲食店に係るものに限る
第4号関係	請負業	配食サービス、医療経営相談(医業経営に係るコンサルタント業務を含む)、診療報酬請求業務、 家族宿泊サービス、医療廃棄物処理
第5号関係	運送業	
第6号関係	医療に関する 情報サービス	
第7号関係	出版業	保健医療福祉に関する書籍の出版に限る
第8号関係	理容業	
第9号関係	美容業	
第10号関係	クリーニング業	
第11号関係	浴場業	公衆浴場業、温泉浴場業、鉱泉浴場業
第12号関係	駐車場業	当該法人が所有する遊休資産を活用した駐車場業

医療法人と他法人の比較

	医療法人	株式会社	民法法人	社会福祉法人	学校法人
設立根拠	<p>医療法第39条 ・病院、医師又は歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団</p>	<p>商法第165条 ・株式会社ヲ設立スルハ発起人定款ヲ作ルコトヲ要ス</p>	<p>民法第34条 ・祭祀、宗教、慈善、学術芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主管官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得</p>	<p>社会福祉法第22条 ・社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人 社会福祉法第24条 ・社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上および事業経営の透明性の確保を図らなければならない</p>	<p>私立学校法第3条 ・私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人</p>
収益事業	<p>・医療法人は、収益事業を行えない 医療法第42条第2項 ・特別医療法人は、病院等の業務支障のない限り、その収益を法人が開設する病院等の経営に充てることを目的として収益業務を行うことができる</p>		<p>公益法人指導監督基準 ・収益事業の支出総額は、可能な限り支出総額の1/2以下に止めること ・収益事業の利益は公益事業のためにしようするものとし、その額は可能な限り利益の1/2以上とすること</p>	<p>社会福祉法第26条 ・社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業又は一定範囲の公益事業(介護保険法上の事業など)に充てることを目的として収益事業を行うことができる 審査基準(局長通知) ・収益事業は従たる地位になければならない</p>	<p>私立学校法第26条 ・その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため収益事業ができる</p>
法人税の取り扱い	<p>所得の30% 特定医療法人は所得の2%</p>	所得の30%	<p>非課税 収益事業は22%</p>	<p>非課税 収益事業は22%</p>	<p>非課税 収益事業は22%</p>

- ・医業経営の本来業務で、経営が成り立つのが
あるべき姿

[参考] 今後の医療提供体制の在り方について H8.4.25 医療審議会会長

「現在、民法法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人については、設立要件が厳しく、かつ、本来事業が収益性のあるものではないので、その収益を本体事業の経営に充てるための事業の実施が認められている。医療法人については、これまでいわゆる収益事業の実施の必要性が低いと考えられていたため、結果的に民法法人等に比べ業務範囲が制限されてきたが、その資金確保が容易でなく、利益が個人に帰することがないことが担保されている医療法人について、医業の実施に支障のない範囲で、例えば他の医療機関、福祉施設、在宅患者等への給食の提供等のいわゆる収益事業の実施を検討すべきである。」

- ・現在、医療法人は本来業務だけでは経営が困難

附帯業務と収益業務の違いおよび条件

附 帯 業 務	収 益 業 務
<p>医療法人は、本来事業に支障のない限り定款又は寄付行為の定めるところにより附帯業務として、次の業務を行うことができる(医療法第42条第1項)。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 医療関係者の養成又は再教育2. 医学又は歯学に関する研究所の設置 など	<p>特別医療法人は、その開設する病院等の業務に支障のない限り、定款等の定めるところにより、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができる(医療法第42条第2項)。</p>

附帯業務・収益事業の条件をどうするか (個人的意見)

- ・本来業務に寄与すること → 質の向上
- ・本来業務の持つ人材・施設・設備その他のノウハウを活用した業務 → 地域サービスの向上

意見(要望)

- ①特別医療法人の収益事業を全医療法人の附帯業務とする
- ②特別医療法人の収益事業の拡大
- ③特別医療法人は第一種社会福祉事業を行えるようにする(非課税)

特別医療法人の行える収益事業 要望例

業務区分	事 例	関 連 性
人材研修事業	医療技術者、看護師、介護士、事務等	法人内外での教育・研修を行う～学校教育以外
清掃業		患者等のホームヘルプサービス以外の住宅クリーニング (除雪、排雪、浴室・トイレ・換気扇清掃等専門性の高い分野)
医療に関する 情報サービス業	健康診断以外の健康相談業務	厚労省認可の栄養食品、健康食品の指導、アドバイス (斡旋・販売についての制限範囲の要検討)
不動産業	(敷地内施設や土地の賃借) 独身寮等兼一般向け賃貸マンション 老人向けアパート、マンション経営 メディカルビル経営 駐車場経営	本業に支障無き範囲であれば可では 敷地内有料駐車場
疾病予防 運動施設	「医療法42条第1項4」の規定外の アスレチッククラブ、フィットネスクラブ、 ジム等の経営	診療所が附置されない簡易なもの 職員、患者、地域住民の健康増進に寄与する施設
治験コーディネイタ	治験実施施設支援機関	